

徳 障 交 第 2 5 号
平成26年3月20日

利 用 者 各 位

徳島県立障がい者交流プラザ館長

利用料金の改定について

日頃は、徳島県立障がい者交流プラザを御利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられることに伴い、障がい者交流プラザの利用料金を別紙のとおり改定いたします。

ついては、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成26年4月以降の施設利用の予約であっても、平成26年3月31日までに利用料金を支払いされる場合は、5パーセントの税率が適用され、現行の利用料金となります。

- 1 改定内容
別紙のとおり
- 2 利用料金の免除
現行どおり
- 3 改定年月日
平成26年4月1日

【問い合わせ先】 徳島県立障がい者交流プラザ 担当：加賀見、賀好、井原 電 話 088-631-1000 ファクシ 088-631-1300
--

(障がい者交流センター：用具関係)								
用 具 名	単 位	利 用 料 金						備 考
		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		(9 － 1 2)	(1 3 － 1 7)	(1 8 － 2 1)	(9 － 1 7)	(1 3 － 2 1)	(9 － 2 1)	
ビデオプロジェクター	1 台	4,930	4,930	2,460	9,860	7,390	12,320	
移動式ビデオプロジェクター	1 台	3,490	3,490	1,740	6,980	5,230	8,720	
オーバーヘッドプロジェクター	1 台	710	710	350	1,420	1,060	1,770	
ビデオ再生装置	一式	2,050	2,050	1,020	4,100	3,070	5,120	
デジタルビデオディスプレイヤー	一式	1,640	1,640	820	3,280	2,460	4,100	
ミニディスクプレーヤー	一式	820	820	410	1,640	1,230	2,050	
コンパクトディスクプレーヤー	一式	820	820	410	1,640	1,230	2,050	
マイク (有線)	1 本	710	710	350	1,420	1,060	1,770	
ワイヤレスマイク	1 本	1,230	1,230	610	2,460	1,840	3,070	
ワイヤレスマイク (タイピン型)	1 本	1,230	1,230	610	2,460	1,840	3,070	
演台	1 台	710	710	350	1,420	1,060	1,770	
司会者台	1 台	300	300	150	600	450	750	
花台	1 台	300	300	150	600	450	750	
展示用パネル	1 枚	100	100	50	200	150	250	
摘 要 上記用具の使用料は、午前・午後・夜間をそれぞれ 1 単位とします。								

～障がい者交流センターを御利用の皆様へ～

平成26年4月1日から、障がい者交流センターの仮予約の受付開始時間等を、次のとおり変更いたします。

内容を御確認いただき、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 仮予約の受付開始時間

●障がい者等の皆様

窓口、電話及び公共施設予約システムにおいて、利用しようとする日（その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して1年前の日の午前9時以降仮予約ができます。

なお、システムの更新作業を午前9時から行うため、仮入力ができるのは更新作業終了後となります。

●障がい者等以外の皆様

窓口及び電話において、利用しようとする日（その日が引き続き2日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して6か月前の日の午前9時以降、公共施設予約システムは、同日午前零時以降仮予約ができます。

	予約の方法	受付開始日	受付開始時間
障がい者等	窓口、電話、公共施設予約システム	1年前から	午前9時以降
障がい者等以外	窓口、電話	6か月前	午前9時以降
	公共施設予約システム	から	午前零時以降

2 利用許可申請書の提出時期

利用する日の2週間前までに窓口で、「利用許可申請書」の提出をお願いします。
利用許可申請書の提出がない場合、予約を取り消すことがあります。

3 仮予約の申込制限

同一利用者が同一月に予約できる件数を、原則8件とします。（盲人卓球室は除く。）。

4 利用者登録の抹消について

次の各号に該当する場合は、利用者登録を抹消します。

- （1）虚偽の申請をした場合
- （2）利用者登録をした者が登録の廃止を届け出た場合
- （3）利用者登録をした者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- （4）故意にキャンセルを繰り返すなど、他の利用者の迷惑となった場合
- （5）その他利用者として不適格であると認めた場合

5 運用開始年月日

平成26年4月1日